

当座勘定規定

1. ～6. 省略

7. (手形、小切手の支払)

(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。

(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。

(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

8. (手形、小切手用紙)

(1) ～ (3) 省略

(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。

(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9. ～16. 省略

17. (印鑑照合等)

(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたう場合は、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたう場合は、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

18. ～27. 省略

当座勘定規定

1. ～6. 省略

7. (手形、小切手の支払)

(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。

(追加)

(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

8. (手形、小切手用紙)

(1) ～ (3) 省略

(追加)

(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

(追加)

(追加)

9. ～16. 省略

17. (印鑑照合等)

(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影（追加）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたう場合は、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙（追加）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたう場合は、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

18. ～27. 省略

【改正後】

(削除)

28. (保険事故発生時における本人からの相殺)

以下省略

29. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

以下省略

30. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

以下省略

31. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

以下省略

32. (規定の変更等)

以下省略

【改正前】

28. (個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

29. (保険事故発生時における本人からの相殺)

以下省略

30. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

以下省略

31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

以下省略

32. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

以下省略

33. (規定の変更等)

以下省略

【改正後】

自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）

1～10. 省略

11.（中間利息定期貯金）

（1）～（2）省略

（3）中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第4条第2項第2号のBの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。

12. 以下省略

以上
（〇年〇月〇日現在）

【改正前】

自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）

1～10. 省略

11.（中間利息定期貯金）

（1）～（2）省略

（3）中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第3条第2項第2号のBの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。

12. 以下省略

以上
（〇年〇月〇日現在）

【改正後】

附則（22 J 企推特発第 169 号、第 170 号および第 171 号）

（実施日）

この規定は、平成 22 年 4 月 30 日から実施する。

（省略）

附則（2021J 革特発第 1208 号）

（実施日）

この規定は、2022 年 4 月 1 日から実施する。

附則（2022J 革特発第 237 号）

（実施日）

この規定は、2022 年 11 月 4 日から実施する。

【改正前】

附則（22 J 企推特発第 169 号、第 170 号および第 171 号）

（実施日）

この規定は、平成 22 年 4 月 30 日から実施する。

（省略）

附則（2021J 革特発第 1208 号）

（実施日）

この規定は、2022 年 4 月 1 日から実施する。

（追加）